

令和 3 年 第 2 回 臨時 会

孺 恋 村 議 会 会 議 録

令 和 3 年 5 月 7 日 開 会
令 和 3 年 5 月 7 日 閉 会

孺 恋 村 議 会

令和3年第2回孺恋村議会臨時会会議録目次

第 1 号 (5月7日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○開会及び開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
○承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○日程の追加	19
○議長辞職の件について	20
○日程の追加	20
○選挙第1号 議長選挙について	21
○議長挨拶	22
○孺恋村議会運営委員会委員の選任について	23
○孺恋村議会常任委員会委員の選任について	24
○日程の追加	24
○選挙第2号 西吾妻衛生施設組合議会議員の選挙について	25
○選挙第3号 西吾妻環境衛生施設組合議会議員の選挙について	26
○選挙第4号 西吾妻福祉病院組合議会議員の選挙について	26

○選挙第5号 吾妻環境施設組合議会議員の選挙について……………	27
○閉議及び閉会の宣告……………	28
○署名議員……………	29

令和 3 年 第 2 回 臨 時 村 議 会

(第 1 号)

令和3年第2回嬭恋村議会臨時会会議録

議事日程(第1号)

令和3年5月7日(金)午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 4号 令和2年度嬭恋村一般会計補正予算(第14号)の専決処分の承認について
- 日程第 4 承認第 5号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議書の専決処分の承認について
- 日程第 5 承認第 6号 嬭恋村一般職の任期付職員を採用に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第 6 承認第 7号 嬭恋村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第 7 承認第 8号 嬭恋村税条例等の一部改正の専決処分の承認について
- 日程第 8 議案第36号 工事請負契約の変更について
- 日程第 9 嬭恋村議会運営委員会委員の選任について
- 日程第10 嬭恋村議会常任委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程第10まで同じ

- 追加日程第1の1 議長辞職の件について
- 追加日程第1の2 選挙第1号 議長選挙について
- 追加日程第2の1 選挙第2号 西吾妻衛生施設組合議会議員の選挙について
- 追加日程第2の2 選挙第3号 西吾妻環境衛生施設組合議会議員の選挙について
- 追加日程第2の3 選挙第4号 西吾妻福祉病院組合議会議員の選挙について
- 追加日程第2の4 選挙第5号 吾妻環境施設組合議会議員の選挙について

出席議員(12名)

1 番	黒 岩 敏 行 君	2 番	土 屋 圭 吾 君
3 番	石 野 時 久 君	4 番	上 坂 建 司 君
5 番	佐 藤 鈴 江 君	6 番	土 屋 幸 雄 君
7 番	松 本 幸 君	8 番	黒 岩 忠 雄 君
9 番	伊 藤 洋 子 君	10 番	大久保 守 君
11 番	羽生田 宗 俊 君	12 番	大 野 克 美 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	熊 川 栄 君	副 村 長	加 藤 康 治 君
教 育 長	地 田 功 一 君	総 務 課 長	黒 岩 崇 明 君
会計管理者兼 税務会計課長	滝 澤 文 彦 君	未来創造課長	佐 藤 幸 光 君
交 流 推 進 課 長	宮 崎 貴 君	住 民 課 長	宮 崎 由 美 子 君
健康福祉課長	熊 川 真 津 美 君	建 設 課 長	滝 沢 勇 司 君
農林振興課長	横 沢 貴 博 君	上 下 水 道 課 長	宮 崎 忠 君
観光商工課長	黒 岩 建 五 郎 君	教 育 委 員 会 長 事 務 局 長	目 黒 康 子 君

事務局職員出席者

議会事務局長	土 屋 和 久	書 記	宮 崎 剛
--------	---------	-----	-------

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（松本 幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和3年第2回婦恋村議会臨時会は成立いたしました。

よって、ただいまから開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（松本 幸君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本 幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定により、会議録署名議員に、大久保守君、羽生田宗俊君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（松本 幸君） 日程第2、会期の決定を行います。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間に決定いたしました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第3、承認第4号 令和2年度孺恋村一般会計補正予算（第14号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 承認第4号の提案理由を説明させていただきます。

一般会計補正予算（第14号）は、補正額100万円を追加し、歳入歳出総額を95億4,267万7,000円とするものでございます。

内容といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種に対応するため、早急にシステム改修を行う必要が生じ、緊急に補正予算を編成したものであり、議会を招集し、その議決を経る時間的余裕がないことから、孺恋村一般会計補正予算（第14号）の専決処分を行いました。

よって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

詳細の部分につき、総務課長より説明をさせます。ご承認賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） それでは、令和2年度孺恋村一般会計補正予算（第14号）の専決処分の承認について、詳細説明をさせていただきます。

お手元の議案書、補正予算書をお願いいたします。

令和2年度孺恋村一般会計補正予算（第14号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億4,267万7,000円といたします。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、8目衛生費国庫補助金、補正額100万円の増でござい

ます。説明欄でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金として100万円を見ております。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予備費、補正額100万円の増としております。補正額の財源内訳でございますが、国庫支出金100万円、説明欄でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業として、システム改修費の委託料100万円を見ております。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 座ってでいいですか。

○議長（松本 幸君） 座ったままでお願いします。

○9番（伊藤洋子君） 先ほどシステム改修について、控室で説明がありましたけれども、全国規模で見られるとか何か、そういう説明のように思いましたけれども、このシステム改修の詳しい内容を教えていただければと思います。

○議長（松本 幸君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） ただいまの伊藤議員のご質問にお答えします。

今回のシステム改修につきましては、接種後の記録を整備する台帳のシステム改修でありまして、本来ですと、住民票のある地域で接種をするわけですがけれども、それ以外のところでも、やむを得ず接種をする場合があります。そういった方々も、素早く接種が終わったかどうかというのを全国規模で見られるようなシステムの改修になっておりまして、全国の自治体で導入しているものです。

以上です。

○議長（松本 幸君） 9番、伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） そうしますと、先ほど総務課長から、委託料としてということで区分の中にあるわけですがけれども、この委託は、村がどこかに頼むというよりも、郡内とか県内とか、そういう形になるのでしょうか。どんな形で。

○議長（松本 幸君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） すみません、説明の仕方が悪くて申し訳ありません。

このシステム改修というのは、パソコンのシステムの改修でありまして、これはパソコンのシステムを入れている事業者にお支払いをします。全国で共有できるというのは、その改修したシステムの中から、この方は1回受けているかなとか、既に受けているかなとかという確認ができるというようなことをするためのシステム改修なので、この改修費につきましては事業者にお支払いするものです。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、承認第4号は原案のとおり可決されました。

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第4、承認第5号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議書の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 承認第5号の提案理由を説明させていただきます。

議会を招集して、その議決を経る時間的余裕がないため、群馬県市町村総合事務組合の規

約変更に関する協定書に基づき、専決処分をいたしました。

よって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、本案を提出するものでございます。慎重審議、ご指導いただきまして、ご承認いただきますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） それでは、承認第5号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議書の専決処分の承認についてということで、詳細説明をさせていただきます。

4枚目のところに新旧対照表をおつけしてございますので、それをご覧いただきたいと思っております。

まず、別表の第1、第2条関係ということで、組織団体のところでございますが、1行目のところの右側のところですね。沼田市、館林市、渋川市ということで、前が沼田市、渋川市ということで、館林市を追加するものでございます。

それから、別表第2の第3条関係でございますが、共同処理する事務の5のところの地方公務員災害補償法の関係でございますが、これも共同処理する団体に館林市を追加するものでございます。

施行日については、令和3年4月1日としております。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、承認第5号は原案のとおり可決されました。

◎承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第5、承認第6号 孺恋村一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 承認第6号の提案理由を説明させていただきます。

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）に基づく任期付職員に、令和3年4月1日から短時間勤務職員を加えるため、令和3年3月30日に、孺恋村一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、本案を提出するものでございます。慎重審議、ご指導いただき、ご承認いただきますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） それでは、承認第6号について、詳細説明をさせていただきます。

4枚目の裏面のところに新旧対照表がございますので、ご覧をいただきたいと思っております。

左側のほうが改正後になってございます。

まず、表題でございますが、孺恋村一般職の任期職員の「採用」の次に「及び給与の特例」を追加いたします。

それから、趣旨でございます。第1条ですが、2行目のところですね。4条の次に第5条を追加いたします。

それから、第4条でございますが、現行の第4条を5条、それから現行の第5条を6条として、第4条は新規に追加をいたします。

第4条についてご説明をいたします。短時間勤務職員の任期を定めた採用ということで、第4条でございます。

主な内容は、3行目のところから説明をさせていただきます。公務の能率的運営を確保す

るために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができるとしております。

4条の第2項でございます。任命権者は前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、もしくは繁忙時における提供体制を充実し、または、その延長した提供時間もしくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員、次のページですが、を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができるとしております。

3項については、任命権者とはということで、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について、短時間勤務を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員の任期を定めて採用することができるとしております。

(1)の1号でございますが、地方公務員法26条の2第1項または26条の3第1項の規定による承認、それから、2号としては、孺恋村職員の勤務時間、休暇等に関する条例17条の規定により介護休暇の承認、それから、3号として、地方公務員の育児休業に関する法律第19条第1項の規定による承認としております。

第7条になりますが、これについても新規の追加の条文となっております。これについて、任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例として、第7条、第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員についての孺恋村職員の給与に関する条例の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に係る字句とするということで、次のページに表がございますが、まず、本文のところの第5条第1項でございます。これの「決定する」とありますけれども、それを「決定するものとし、その者の給料月額は」ということで、算出率を生じて得た額とするとしております。

それから、2段目の5条第2項、第4項及び第5項のところですが、「決定する」を「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする」としております。

それから、その下段の13条第2項第2号ですが、再任用短時間勤務職員を、右側のところの孺恋村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第4条の規定により、任期を定めて採用された短時間勤務職員といたします。

それから、16条第1項、「支給する」を「支給する。ただし」、次のページになりますけれども、5行目以下に「正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、100分の125）を乗じて得た額とする」としております。これについては、時間外勤務の規定となっております。

それから、16条第4項第2項には「任期付職員条例第7条」を入れます。

それから、その下の16条第5項の「要しない」の次に「要しない、ただし」ということで、それも4行目の「7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする」ということで、これについては、代休を取得した場合ですね、超過勤務をしたので代休を取得した場合については、通常の勤務時間の分を差し引いた分を超過勤務として支払うというような条項になってございます。

それから、5ページ目ですが、22条の第2項、再任用職員は「任期付短時間勤務職員」といたします。

それから、第8条については新規でございます。任期付短時間勤務職員の寒冷地手当に関する条例の適用除外ということで、嬭恋村職員の寒地手当に関する条例の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しないということで、該当しないということにしております。

施行日については、令和3年4月1日といたします。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

佐藤議員。

○5番（佐藤鈴江君） この運用は、この4月1日からということになっていますが、全員協議会の中でも、そういった職員を採用する方向で考えているということでありましたが、この4月1日にそういった職員の採用があったのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 結論を申しますと、採用はしておりません。

今後、似たような事例が間違いなく出るであろうと思っております。特に群馬県におきま

しても、非常勤の特別職等、働き方改革によって、外部の人材を有効に活用しようという大きな流れがございますので、適宜、一応条例が承認いただければ、今後そういうものに対応してまいりたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 先ほどの説明の中で、すみません、勉強不足で分からなかったんですけども、算出率というのがありますけれども、まずそれについて、1点説明していただきたいのと、それから、一番最後の8条ですけれども、任期付短時間勤務職員には寒冷地手当は適用しないとありますけれども、寒冷地手当というのは、いろいろ国の法律で決まっているのは、住んでいる場所によって、勤務する場所なのか、どっちかだと思うんですけども、決まっているわけですけれども、ほかのいろんな条例は適用しているのに、どうしてこれだけ適用しないのか。

やはり私は、ちょっと今の説明を聞くと、随分、分かりやすく言えば、本当に臨時的に大変な部署というか、大変なときだけとかという、いい形で使われるけれども、それに対しての雇う側の気持ちとして、私としては、よりよい条件として採用してあげたいという思いなんですけれども、寒冷地手当を適用しない理由というのは何かあるんでしょうか。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） 伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、算出率のところですが、説明が不足して申し訳ございません。新旧対照表の3ページ、5分の3のところを見ていただくと、5条第1項の右のところ、給料月額はということで、算出率を乗じて得た額と、私、説明しましたが、その中段に、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じた額ということでございます。例えば、勤務時間が、週5日なんですけれども、3日の場合は3日分だけですよというような算出率の出し方ということでございます。

それから、もう一点目の……もう一点は何でしたっけ。

○9番（伊藤洋子君） 寒冷地手当……

○総務課長（黒岩崇明君） 寒冷地手当ですね。寒冷地手当については、通常の常勤勤務の正職員の方ですね、そういう人だけしか出していないということで、多分任期付のほうは外さ

せていただいたと、この職員については外させていただいたということで、全国的な流れで、そういうことでいっているんだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（松本 幸君） ほかにご質問ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 今の説明では、常勤ではないということだという説明ですけれども、一応村として、この条例をつくれるから、出してあげようという思いでやるとしたら、それも可能だということなんですよね、こういうふうにつくるということはね。その辺をもう一度確認しておきたいと思ひます。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） ほかの職員とか、常勤の職員とか、いろんな他町村の状況も踏まえて判断をしていくことになろうかと思ひますが、伊藤議員のおっしゃるように、これは絶対駄目ということではないと思ひます。今後また、その辺も含めて検討させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松本 幸君） ほかにご質問ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質問ありませんので、以上で質問を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 私は今、質問でもしましたけれども、本当に短時間とか、そういう村の都合で働いていただくということでは、よりよい条件として採用していただきたいという思ひがあります。今まで条例でうたわれたのは、多分雇用契約というか、そういうところに全部をうたって、それで認めて、それを労使でちゃんと話し合っ、それから本人とも話し合っ雇用契約を結ぶと思ひますので、よりよい条件として、先ほどの寒冷地手当も含めて、よりよい条件づくりとしてやっていただきたいというので、これには積極的には賛成できないと思ひますので、今後の条件整備に期待をしたいと思ひます。

○議長（松本 幸君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立多数であります。

よって、承認第6号は原案のとおり可決されました。

◎承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第6、承認第7号 孀恋村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 承認第7号の提案理由を説明させていただきます。

本条例に規定する短時間勤務職員に、令和3年4月1日から任期付職員の短時間勤務職員を加えるため、令和3年3月30日に、孀恋村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分をいたしました。

よって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、本案を提出するものでございます。慎重審議、ご指導いただきまして、ご承認いただきますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） 承認第7号について、詳細説明をさせていただきます。

これについても、3枚目の裏面になりますけれども、新旧対照表がございますので、そちらをご覧くださいと思います。

第2条第4項でございます。地方公務員の育児休業に関する法律「第18条第1項」の次に、先ほどの条例案でございますが、「及び孀恋村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第4条」を追加するものでございます。

以上、簡単でございますけれども、すみません、あと、施行日は令和3年、同じく4月1

日としております。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、承認第7号は原案のとおり可決されました。

◎承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第7、承認第8号 嬭恋村税条例等の一部改正の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 承認第8号の提案理由を説明させていただきます。

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）が令和3年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されることに伴いまして、緊急に嬭恋村税条例等の一部を改正する必要が生じ、令和3年3月31日、嬭恋村税条例等の一部を改正する条例を専決処分いたしました。

よって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、本案を提出するものでございます。慎重審議、ご指導いただき、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 税務会計課長。

〔税務会計課長 滝澤文彦君登壇〕

○会計管理者兼税務会計課長（滝澤文彦君） それでは、承認第8号について、詳細説明をさせていただきます。

本改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴います税条例の一部改正となります。

詳細につきましては、議案書の新旧対照表により説明させていただきます。

5ページをご覧ください。

初めに、第36条の3の2ですが、個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族申告書を電磁的方法により提供する場合の要件であります税務署長の承認を廃止する改正となります。また、同じページの第36条の3の3も同様に、公的年金等受給者の扶養親族申告書を電磁的方法により提供する場合の要件であります税務署の税務署長の承認を廃止する改正となります。

続きまして、6ページの第53条の8ですが、退職手当等に係る特別徴収税額につきまして、引用します地方税法第328条の6の改正に伴い、次に説明させていただきます次条に第3項が追加されます規定を整備します改正となります。

続きまして、第53条の9ですが、退職所得申告書の記載事項を電磁的方法により提供する場合の要件を整備する改正となります。

続きまして、7ページの第81条の4ですが、軽自動車税の環境性能割の税率につきまして、引用します地方税法第451条の改正に伴い、新たな燃費基準により環境性能割の税率の適用区分の見直しをする改正となります。

続きまして、7ページから9ページにかけての附則第10条の2ですが、固定資産税の課税標準の特例に関する改正となります。引用します地方税法附則第15条の改正に伴い、第3項の雨水貯留施設に対する特例と第24項の生産性向上の認定先端設備に対する特例の項目を削除し、項ずれ等を反映する改正となります。

続きまして、9ページの附則第11条の2から12ページの第13条までにつきましては、土地の課税の特例につきまして、現行制度が継続となりますので、該当の年度等を更新する改正となります。

続きまして、12ページの附則第15条ですが、特別土地保有税の課税の特例につきまして、第1項は、現行制度が継続となりますので該当年度を更新する改正となり、第2項につきましては、特例の期限を3年間延長する改正となります。

続きまして、13ページの附則第15条の2ですが、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減

期間を9か月延長する改正となります。

続きまして、14ページの附則第15条の2の3ですが、軽自動車税の賦課徴収の特例につきまして、引用します地方税法附則第29条の9の改正に伴う環境性能割の税率区分の見直しにより、規定の整備をする改正となります。

続きまして、附則第16条ですが、地方税法附則第30条の改正に伴います軽自動車税の種別割のグリーン化特例のうち、50%軽減及び25%軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で特例の期限を2年間延長する改正と、項ずれを反映する改正となります。

続きまして、16ページの附則第16条の2ですが、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例につきまして、先ほどの附則第16条の改正による項ずれを反映する改正となります。

続きまして、17ページの附則第22条ですが、東日本大震災に係る固定資産税の住宅用地の申告の特例の適用につきまして、5年間延長する改正となります。

続きまして、附則第26条ですが、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例につきまして、特例該当期間の拡充と居住要件の期間を延長する改正となります。

続きまして、18ページの第2条による改正ですが、第48条から19ページの第52条までにつきましては、地方税法等の改正に伴う項ずれを反映する改正となります。

続きまして、20ページの附則第4条ですが、法人税の納期限の延長に係る延滞金の特例につきまして、引用します地方税法第321条の8の改正に伴い、規定を整備する改正となります。

以上、簡単ですが、よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 5ページの改正後の4になると思うんですけども、改正前は税務署長の承認を受けている、それを令第48条の9の7のというふうに書いているのは、具体的にはどういうふうに住民としては変わるのか、その辺の詳しい説明をお願いしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 税務会計課長。

〔税務会計課長 滝澤文彦君登壇〕

○会計管理者兼税務会計課長（滝澤文彦君） ただいまの伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

今までですと、税務署長の承認を受けた上でないと、電磁的に書類の、申告書の提出ができなかったわけですが、地方税法施行令によりまして、扶養親族申告書に記載すべき事項等の電磁化方法による具体的な方法が定められましたので、税務署長の承認を得ていない場合でも、電磁的に申告書の提出が可能になったものになります。よろしくお願ひします。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、承認第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第8、議案第36号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 議案第36号の提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年婦恋村条例第12号）第2条の規定によりまして、本案を提出するものでございます。慎重審議、ご指導いただき、ご承認賜りますよう、よろしくお願ひをいたします。

○議長（松本 幸君） 建設課長。

〔建設課長 滝沢勇司君登壇〕

○建設課長（滝沢勇司君） 議案第36号 工事請負契約の変更について説明させていただきます。

1、工事名、令和2年度村道大前細原線（大前橋）旧橋撤去・護岸工事。

2、契約金額、変更前、金4,823万5,000円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、金438万5,000円。変更後、金3,738万9,000円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、金339万9,000円。

3、工事場所、孺恋村大字大前地内。

4、契約の相手方、渡辺建設株式会社、群馬県吾妻郡孺恋村大字三原875番地、代表取締役、渡辺栄志。

変更の内容について説明させていただきます。

当工事につきましては、入札前の予定価格が5,000万円以上でありましたので、入札の結果、契約額が5,000万円以下になりましたが、昨年の9月議会に提出させていただき、契約をさせていただきました。今回、変更前の金額が4,823万5,000円、変更額3,738万9,000円で、減額の金額が1,084万6,000円になる変更でありますので、議会へ提出させていただいております。

当工事の主な内容は、旧大前橋の撤去工と吾妻川の護岸工であります。変更の内容としては大きく3点あります。1つ目として、橋台・橋脚の取壊工において、当初計画では橋台のコンクリートの部分が、当初鉄筋コンクリートで見込んでいたんですが、無筋の部分が多くありまして、取壊費について減額になったものです。

次に、上部工の桁を取り壊し、落下させる際に、当初計画では、地上部にサンドクッションを敷いて、跳ね返りを防止させる計画で工事を計画しておりましたが、現況の盛土材について検討したところ、良質で、跳ね返りが防止できるという判断ができましたので、サンドクッションを減額にしたものです。

3点目として、河川の仮締切工において、当初計画で大型土のうを多く使う計画でしたが、現地精査・検討した結果、現地の土砂での盛土工で仮締切が可能であるということになりまして、大型土のうの約9割程度ですが、減額となるものです。

以上のとおり変更の内容となります。よろしくお願ひします。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

- 議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。
続いて、これより討論を行います。
ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

- 議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。
直ちに採決を行います。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長（松本 幸君） 起立全員であります。
よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。
休憩いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前11時00分

- 議長（松本 幸君） 再開いたします。

ここで、私に係る一身上の事件になりますので、副議長に議長席へ着座いただき、議長職務を代行いたします。

副議長、佐藤鈴江さん、議長席をお願いいたします。

[副議長、議長と交代]

◎日程の追加

- 副議長（佐藤鈴江君） それでは、議長の職務をさせていただきます。

議長、松本幸さんからの議長の辞職願が提出されています。

お諮りいたします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1号第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1号第1として、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議長辞職の件について

○副議長（佐藤鈴江君） 追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、松本幸さんの退場を求めます。

〔議長 松本 幸君退席〕

○副議長（佐藤鈴江君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○副議長（佐藤鈴江君） お諮りいたします。松本幸さんの議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、松本幸さんの議長の辞職を許可することと決定いたしました。

松本幸さんの入場をお願いします。

〔議長 松本 幸君復席〕

◎日程の追加

○副議長（佐藤鈴江君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1号第2として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1号第2として、日程の順序を変更し、直ちに選

挙を行うことに決定いたしました。

◎選挙第1号 議長選挙について

○副議長（佐藤鈴江君） 議長の選挙を行いたいと思います。

追加日程第2、選挙第1号 議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖をお願いします。

〔議場閉鎖〕

○副議長（佐藤鈴江君） ただいまの出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に黒岩敏行さん及び土屋圭吾さんを指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のために申し上げますが、投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○副議長（佐藤鈴江君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○副議長（佐藤鈴江君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長（佐藤鈴江君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

〔投票〕

○副議長（佐藤鈴江君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○副議長（佐藤鈴江君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

黒岩敏行さん、土屋圭吾さん、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○副議長（佐藤鈴江君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 12票

有効投票 11票

無効投票 1票

有効投票のうち、土屋幸雄さん 11票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

よって、土屋幸雄さんが議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（佐藤鈴江君） ただいま議長に当選をされました土屋幸雄さんが議場にいますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

◎議長挨拶

○副議長（佐藤鈴江君） 議長就任の挨拶をお願いいたします。

〔議長 土屋幸雄君登壇〕

○議長（土屋幸雄君） 議長就任に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびの議長選挙におきまして、議員各位のご支持をいただき、当選をさせていただきましたことは誠に身に余る光栄であり、その責任の重さをひしひしと感じている次第であります。

私は浅学非才であり、十分な能力もなく、皆様の期待に応えていけるかどうか不安ではございますが、誠心誠意、最善の努力を尽くし、公正・公平を旨として、円滑で活発な議会運営を目指してまいりたいと存じますので、どうぞよろしくご協力賜りますようお願いを申し上げます。

また、当局と議会は車の両輪と言われております。議員だけでは運営していけないものでございますので、議会事務局の皆様、村長をはじめ執行部の皆様のご協力、ご指導、ご鞭撻

を賜りますよう、改めてお願いを申し上げます。

現在、孺恋村を取り巻く環境は大変厳しく、新型コロナウイルス対策や少子高齢化対策など、解決しなければならない課題が山積みしている状況にあります。議会に対する村民の皆様への期待も大きなものがあり、その責任も一段と重いものと認識をしております。多様化する住民のニーズに応えるよう、執行機関と議会が一体となって本村の発展と住民福祉の向上を目指し、職責を全うする覚悟でありますので、重ねて皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。議長への就任の挨拶といたします。ありがとうございました。

○副議長（佐藤鈴江君） ありがとうございます。

以上で私の議長の職務は終わりましたので、ここで議長と交代いたします。

〔議長、副議長と交代〕

○議長（土屋幸雄君） 休憩をいたします。

休憩 午前 11時18分

再開 午後 1時53分

○議長（土屋幸雄君） 再開します。

◎孺恋村議会運営委員会委員の選任について

○議長（土屋幸雄君） 日程第9、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が議会に諮って指名することになっております。お手元に配付の名簿のとおり指名いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

なお、当該委員会の委員長及び副委員長は、当該委員会において互選することになってお

ります。委員会において互選の上、本職に報告をお願いいたします。

◎孺恋村議会常任委員会委員の選任について

○議長（土屋幸雄君） 日程第10、常任委員会の選任についてを議題といたします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が議会に諮って指名することになっております。お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

常任委員会の委員長及び副委員長は、各委員会において互選することになっております。

各委員会においてそれぞれ互選の上、本職に報告をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時18分

○議長（土屋幸雄君） 再開いたします。

休憩の間に、各委員長より正副委員長の互選の結果の報告を受けましたので、別紙お手元に配付のとおり報告をいたします。

◎日程の追加

○議長（土屋幸雄君） お諮りいたします。議会委員会構成等の変更に伴い、村長から別紙配付の資料のとおり、追加案件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2号第1から第4として、直ちに議題とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり、追加日程第2号第1から第4を議題とすることに決定をいたしました。

◎選挙第2号 西吾妻衛生施設組合議会議員の選挙について

○議長（土屋幸雄君） 追加日程第1、選挙第2号 西吾妻衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

村長より西吾妻衛生施設組合議会議員の選挙が求められておりますので、これより選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、指名は議長において行うことに決定をいたしました。

西吾妻衛生施設組合議会議員に別紙配付のとおり指名をいたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名をしました諸君を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、西吾妻衛生施設組合議会議員に、ただいまの6名の議員が当選されました。

西吾妻衛生施設組合議会議員に当選されました6名の議員が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎選挙第3号 西吾妻環境衛生施設組合議会議員の選挙について

○議長（土屋幸雄君） 追加日程第2、選挙第3号 西吾妻環境衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

村長より西吾妻環境衛生施設組合議会議員の選挙が求められておりますので、これより選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名は、議長において行うことにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

したがって、指名は議長において行うことに決定をいたしました。

西吾妻環境衛生施設組合議会議員に別紙配付のとおり指名をいたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名をしました諸君を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、西吾妻環境衛生施設組合議会議員に、ただいまの5名の議員が当選をされました。

西吾妻環境衛生施設組合議会議員に当選されました5名の議員が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎選挙第4号 西吾妻福祉病院組合議会議員の選挙について

○議長（土屋幸雄君） 追加日程第3、選挙第4号 西吾妻福祉病院組合議会議員の選挙を行います。

村長より西吾妻福祉病院組合議会議員の選挙が求められておりますので、これより選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名は、議長において行うことにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、指名は議長において行うことに決定をいたしました。

西吾妻福祉病院組合議会議員に別紙配付のとおり指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名をしました諸君を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

したがって、西吾妻福祉病院組合議会議員に、ただいまの配付のとおり、3名の議員が当選されました。

西吾妻福祉病院組合議会議員に当選されました3名の議員が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎選挙第5号 吾妻環境施設組合議会議員の選挙について

○議長（土屋幸雄君） 追加日程第4、選挙第5号 吾妻環境施設組合議会議員の選挙を行います。

村長より吾妻環境施設組合議会議員の選挙を求められておりますので、これより選挙を行

います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名は議長において行うことにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、指名は議長において行うことに決定いたしました。

吾妻環境施設組合議会議員に別紙配付のとおり指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました議員を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

したがって、吾妻環境施設組合議会議員に、ただいま配付のとおり本職に決まりましたので、これを承諾いたします。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（土屋幸雄君） 以上をもちまして、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和3年第2回嬭恋村議会臨時議会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 2時30分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年 月 日

議 長 土 屋 幸 雄

前 議 長 松 本 幸

署 名 議 員 大 久 保 守

署 名 議 員 羽 生 田 宗 俊